

日本原子力学会 標準委員会 発電炉専門部会
定期安全レビュー分科会
第3回 P S R作業会 議事要旨(案)

日時：2004年7月13日（火） 13:30～17:00

場所：原子力学会 会議室

出席者：（敬称略）

委員 平野〈主査〉，三浦〈副主査〉，森田（森山代），成宮（佐々木代），池上，石崎，及川，小林，大山（高尾代），素都，寺田，竹下（光岡代），斉藤（山崎代），吉田 14名（欠席：岡野）

常時参加者 梅津，岡島，高野，須田，廣川，前田(克)，村山，山本 8名

発言希望者 近藤 1名

事務局 太田

配付資料

P6WG1-3-1 第2回PSR作業会議事要旨（案）

P6WG1-3-2 PSR標準に係る検討状況

P6WG1-3-3 PSR標準の構成等の見直しについて

P6WG1-3-4 PSR標準原案（総論）

P6WG1-3-5 運転経験の包括的評価の整理の考え方

P6WG1-3-6 PSR標準原案（最新の技術的知見の反映）

P6WG1-3-7 PSR標準原案（確率論的安全評価）

P6WG1-3-参考1 第2回定期安全レビュー分科会議事録素案

議事要旨：

議事に先立ち、事務局より代理委員を含め14名の委員が出席しており、本会議が決議に必要な定足数を満たしていることが報告された。

1) 人事について

森田純一氏（JNES），成宮祥介氏（関西電力），斉藤雅弘氏（METI）が委員に選任された（森山副主査，佐々木幹事，山崎委員が退任）。

三浦委員が副主査に，成宮氏が幹事に指名された（成宮氏は分科会での委員承認を前提とする）。

前田 克治氏（METI），村山 賢之氏（関西電力）が常時参加者として承認された（橋詰氏は退任）。

2) 前回議事要旨確認

前回議事要旨について確認し、内容及び表現について適正化を図った。委員の意見と作業会としての決定事項は明確に区別できるよう議事要旨をまとめるにあたって留意することがあらためて確認された。（P6WG1-3-1）

3) 標準の構成について

岡島常時参加者より「PSR標準に係る検討状況（P6WG1-3-2）」に基づき本日の報告項目並びに次回以降の検討項目について説明があった。また、あわせて前回までの分科会、作業会で抽出された課題及びコメントに対する対応方針案について説明があり、以下の議論があった。

- PSRの目的について標準に記載すべきか議論になっているが、作業会としては、PSRの目的を明確にすることが標準にとって重要であるとの認識を持って検討を進めていくこととする。
- 標準をどういうタイプ（要求型／手引き型）にするのかカテゴリー分けを議論するよりも、事業者により評価の仕方が異なるべきではない部分が適切に規定されるようにすべき。

岡島常時参加者より「PSR標準の構成等の見直しについて（P6WG1-3-3）」に基づき前回の作業会にて提示した標準の構成、（運転経験の包括的評価／最新の技術的知見／確率論的安全評価の）目的及び具体的調査・評価項目の見直し案について説明があり、以下の議論があった。

- 目的や具体的調査・評価項目については、従来のプラクティスに引きずられる必要はない。PSRのPSAを今後どの様に活用していくかについては議論が必要である。

4) 標準案について

岡島常時参加者より「PSR標準原案（総論）（P6WG1-3-4）」に基づき、「適用範囲」、「定期安全レビューの目的」及び「定期安全レビューに係る要求事項」に係る標準原案について2案（案①：「定期安全レビューの目的」の項目を設けて記載している。案②：「定期安全レビューの目的」の項目を削除している。）説明があり、以下の議論があった。

- PSRの目的を本文に「規定」することは標準の要求事項として位置付けられてしまう。しかし目的を文書化することは

重要なので、まえがきあるいは解説に記載すべき。

- 標準を策定する目的はまえがきに記載し、PSRそのものの目的や経緯は適用範囲の解説に記載する方向で検討する。
- ・適用範囲の記載については、どの様なプラントが対象になるのか、本標準を適用すべき対象が分かるように記載すべき。
- 適用範囲の記載については案②をベースとし、標準が適用される範囲が明確になるよう留意して修文する。
- ・(参考1)の原子力の安全に関する条約・国別報告書には「定期安全レビューは、(中略)当該発電所が最新のプラントと同等の高い水準を維持しつつ安全運転を継続できる見通しを得る取り組みである。」とあるが、今回の原案には記載がない。
- IAEAのPSRガイドにも同様の記載があるので、総論に係る部分について次回、IAEAガイドの記載と比較検討を行うこととなった。(三浦副主査が対応)
- ・PSRに係る要求事項として炉規則等を引用しているが、法令で規定されているものであり、本標準であらためて規定するものでないことから、解説に記載すべきである。
- 記載を解説に移す等の措置を検討する。

岡島常時参加者より「「運転経験の包括的評価」の手順策定に係る基本的な考え方について(P6WG1-3-5)」に基づき、運転経験の包括的評価に係る標準策定方針について説明があり、以下の議論があった。

- ・現状の保安活動の実施状況の評価として、「適正な保安水準が保たれていることを確認する。」とあるが、「適正な保安水準」とは具体的に何を示すのか。
- 事業者が遵守すべき保安活動を規定したものとして保安規定がある。ここでいう「適正な保安水準」とは保安規定に照らして事業者の保安活動が十分な水準にあることを指す。
- ・PSRで評価する項目は保安規定の項目を包含しているとなると、国が行う保安検査の範囲と重複する部分があるのではないか。
- 国はあくまでプロセスを確認するのであって事業者とは視点が異なり、重複することはないと考える。
- PSRで評価する範囲・対象と保安検査で確認する範囲・対象の違い、あるいは重複が明確になるよう、運転経験の包括的評価に係る原案作成方針を再検討する。
- 石崎委員より「PSR標準原案(最新の技術的知見の反映)(P6WG1-3-6)」に基づき、最新の技術的知見に係る標準原案について説明があり、以下の議論があった。
- ・安全研究を「原子力安全委員会が決定した安全研究に係る計画に基づき行われた安全研究」というように狭義に捉えている。また、「安全規制に採り入れられた安全研究成果」として更に限定している。安全研究成果として採りあげべき対象範囲はあらためて検討する必要がある。
- 安全研究成果として採りあげべき知見の範囲を及川委員が提案することになった。
- ・国にエンドースされた民間規格は知見の対象になるのか。
- 本原案の記載内容に則ると対象外になる。
- ・この原案(最新の技術的知見の反映)には評価対象期間の考え方が記載されていないが。
- 他の評価項目とも共通する内容なので、総論(PSRの流れ等)に記載する。
- ・運転経験の反映や技術開発成果などPLMと同じ言葉が使われている。PSRとPLMで対象が異なるので、自ずと言葉の定義に差違が生じることになるので、違いを明確に認識(必要に応じて調整)するためにも、PLM作業会との調整が不可欠である。

岡島常時参加者より「PSR標準原案(確率論的安全評価)(P6WG1-3-7)」に基づき、確率論的安全評価に係る標準原案について説明があり、以下の議論があった。

- ・原案の記載ではPSRにおけるPSAの目的が明確ではない。
- 原案の記載に加えて、10年の間に行われた、PSAの実施に影響を与える機器の改造やマニュアルの変更等をモデル化しその影響を定量的に評価することも目的にしていた。
- ・故障率データ等はユニット毎のデータを使用するのか。
- ユニット毎のデータを用いて評価すると、データの信頼性が低いため、現在は電中研でとりまとめたAll Japanのデータを使用することもある。

第4回作業会予定

スケジュール:

8月末または9月上旬

検討内容:

- ・標準のドラフティング作業
- ・総論部分のIAEAガイドとの比較等

以上